

ご存知ですか？

福山市

犯罪被害者等見舞金

犯罪被害に遭われた方に対し、見舞金を支給します。

※2025 年（令和 7 年）4 月 1 日以降に発生した犯罪被害を対象とします。

種類	支給対象	金額
遺族見舞金	犯罪行為によって亡くなられた人の遺族	30 万円
傷害見舞金	犯罪行為によって重傷病を負った人 ※療養期間が 1 か月以上を要する負傷又は疾病 (精神障がいを含む。)	10 万円

対象要件

犯罪被害に遭われた時、遺族見舞金は遺族が、
傷害見舞金は本人が福山市民であること

対象となる犯罪

人の生命または身体を害する罪に当たる行為
(殺人、傷害、不同意わいせつ等)

※警察で被害届が受理されていることが必要です。

※過失による交通事故の被害は対象になりません。

申請期限

次のいずれかに当てはまる方が申請可能です。

(1) 犯罪被害の発生を知った日から 2 年以内

(2) 犯罪被害が発生した日から 7 年以内

※提出書類等、詳細については福山市ホームページをご覧ください。

福山市 犯罪被害



お問合せはお気軽に

福山市市民局まちづくり推進部多様性社会推進課

電話 084-928-1006

月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始除く)

メール tayouseisyakai-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp

見舞金についての Q&A

Q 犯罪被害に遭った人が福山市民であれば、その遺族や家族は見舞金支給の対象となりますか？	A 犯罪被害に遭われた人や、そのご遺族・ご家族で、実際に支給を受けようとする人が福山市民の場合に、支給対象となります。遺族見舞金であれば被害者の遺族（第１順位遺族）が福山市民であること、傷害見舞金であれば被害者本人が福山市民であることが条件となります。 なお、亡くなられた方の居住地や犯罪被害に遭った場所が、福山市内であるかどうかは問いません。
Q 犯罪被害に遭われた後に、市外へ転居した場合でも見舞金支給の対象となりますか？	A 犯罪被害に遭われたときに福山市民であれば、支給対象となります。
Q 遺族見舞金の対象となる「遺族」とは？	A 遺族見舞金の支給を受ける遺族は、福山市民である第１順位の遺族と定めており、その順位は次のとおりです。 １ ①配偶者（事実婚を含む。） ２ 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ３ ２に該当しない犯罪被害者の ⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹 ○内の数字は、支給を受けられる遺族の順位です。 例えば、死亡した犯罪被害者に①配偶者及び②子がない場合 ③父母が第１順位となります。
Q 交通事故による被害は見舞金支給の対象となりますか？	A この制度は、故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故の被害は、支給の対象となりません。 ただし、危険運転致死傷罪等による被害は対象となります。
Q 見舞金の支給の対象とならないケースは？	A 犯罪被害であっても、次の場合には支給対象とならないことがあります。 ●犯罪行為が行われた時に、加害者との間に親族関係(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)がある場合 ●犯罪被害者又は見舞金の支給対象者に、当該犯罪被害行為を誘発する行為や、当該犯罪行為について、犯罪被害者又は見舞金の支給対象者にその責めに帰すべき行為があった場合 ●犯罪被害者又は見舞金を受ける者が、暴力団員等である場合 ●その他、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合 ●他の地方公共団体から見舞金と同種の金銭給付（福山市が定める金額以上）を受けている場合